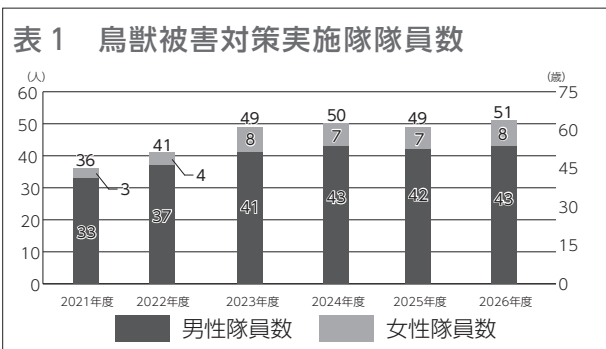




町

鳥獣被害対策実施隊は、ツキノワグマ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカなどの有害鳥獣捕獲の担い手として、社会貢献活動に意欲を持った新たな狩猟者を募集しています。☎農林課林業振興室 ☎ 692-6495



狩猟者（ハンター）募集！

町は、鳥獣による農作物などの被害防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に基づき、駆除、防除、人材育成のそれぞれの観点について対策の強化を進めています。

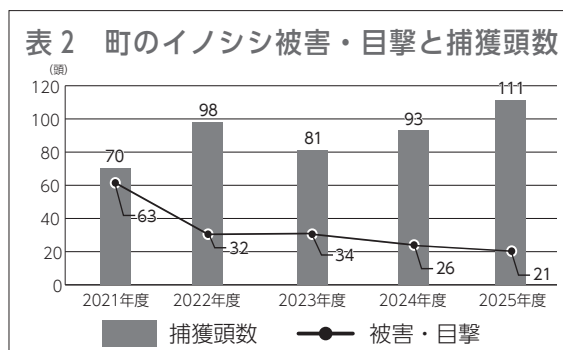
町鳥獣被害対策実施隊は、町鳥獣被害防止計画に基づき被害対策などを具体的に実施するため設立したものです。2026年度は3人の新規隊員を迎え、総勢51人の隊員で活動します。（表1）

【補助対象者】

①町内に住所を有し、新たに狩猟免許などを取得した人
 ②狩猟免許などの取得時の満

町鳥獣被害防止対策協議会は、新たに狩猟免許などを取得した人へ、免許取得や銃の購入に要した経費の一部に補助金を交付しています。

新規ハンター補助金



隊員らの日々の活動により、有害鳥獣の中でも農作物被害が深刻なイノシシの2025年度の捕獲頭数は、111頭となりました。（表2）

狩猟者募集

Recruiting Hunter



●補助対象経費および補助率

補助対象経費		補助率
わな猟・第1種銃猟免許の取得	狩猟免許取得予備講習受講料	全額 ただし、上限を10万円とする(千円未満切り捨て)。
	狩猟免許の所得に要する申請手数料	
	医師の診断書料	
銃砲所持許可の取得	猟銃等初心者講習会受講料	
	射撃教習資格認定手数料	
	射撃教習に係る経費(弾代含む)	
	銃砲所持許可申請手数料	
猟銃などの購入	医師の診断書料	
	許可を受けた猟銃およびわな購入費用	
	許可を受けた猟銃および装弾の保管庫の購入費用	

③ 町猟友会に加入し、町鳥獣被害対策実施隊員として5年以上継続的に活動する意思がある人

【補助対象経費および補助率】

左表の通り

【申請書類・受付】

町役場農林課

※申請書には狩猟免状・銃所持許可証・領収書それぞれの写し、購入した物品の写真が必要です。

※予算額に達した時点で終了となります。

電気柵設置補助金

町は、有害鳥獣(ツキノワグマ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカなど)による農畜産物への被害防止のための電気柵設置費用の一部に補助金を交付しています。

【補助対象者】

町内に住所を有し、町内において農畜産物生産を行っている人、および集落営農組織など。

※2024年度から2回目の申請も受け付けています。ただし、同一年度内での申請は1回のみです。

【補助率】
① 初回申請の人
① 1ヘクタール以上の農地などへの設置▼50% (一人上限8万円)
② 1ヘクタール未満の農地などへの設置▼50% (一人上限4万円)
③ 受益戸数2戸以上かつ2ヘクタール以上の農地への設置▼50% (上限20万円)

●2回目以降の人

① 1ヘクタール以上の農地などへの設置▼50% (一人上限4万円)
② 1ヘクタール未満の農地などへの設置▼50% (一人上限2万円)
③ 受益戸数2戸以上かつ2ヘクタール以上の農地への設置▼50% (上限10万円)

【申請書類および受付】

町役場農林課へ購入前に申請が必要です。

※申請には見積書・カタログ・位置図などが必要になります。

※予算額に達した時点で終了となります。

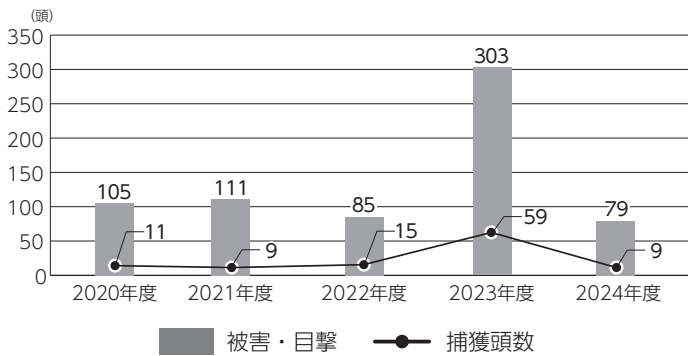
NEXT▶クマ出没注意



クマ出没注意

町内のクマによる人身被害が昨年度は5件発生しており、うち1人が亡くなっています。今年度もクマが人の生活圏内に出没する可能性が高いため、出没や被害に注意してください。

ツキノワグマの被害・目撃および捕獲頭数



町は、WEB上で確認できるクマの出没情報マップ「栗石町クマ出没情報」を2023年4月から運用しています。

地図上に出没情報がまとまっていますので、ぜひご利用ください。なお、クマなどを目撃したり、被害があった際は速やかに農林課林業振興室へご連絡ください。

農林課林業振興室
☎ 692-6495



栗石町クマ出没情報マップ

出没情報の確認

- 新聞やラジオ、町クマ出没情報マップなどで出没被害情報を確認。

自分の存在を知らせる

- クマがいるような場所にやむを得ず近づく場合は、鈴やラジオなどで音を出し、自分の存在をクマに知らせる。
- 忌避スプレーを携帯する。

足跡などの痕跡確認

- 足跡やフン、爪あとなどの熊の痕跡を見つけたら、引き返すなど細心の注意を払う。

注意

十分に対策をクマと遭遇しないために

身を守る

クマの活動時間や場所を避ける

- 早朝や夕方は特にクマが活動しやすい時間帯のため注意。
- 山林や河川敷、やぶの近くも要注意です。



クマを人里へ誘引しない

- クマを誘引する放置果樹や生ごみ、建物に作られた蜂の巣などは適切に処理する。
- 周辺のやぶの刈り払いを行い見通しの良い環境を整備し、電気柵を設置するなど寄せ付けない対策を講じる。

それでもクマに遭遇してしまったら…

01| 子グマでも不用意に近づかない

子グマの近くには母クマがいるので注意！不用意に近づかないようにしましょう。



02| 慌てず落ち着いて退避する

遠くにいるクマを見つけたら、慌てずクマに背を向けず後ろに下がらしましょう。距離が十分に開けばクマも落ち着きます。



03| 急な行動を取らない

ものを投げたり、叫んだり、走り回ったりするとクマを興奮させてしまいます。

04| クマからの一撃に備える

クマからの攻撃は顔や頭部が多いことから、顔や頭をカバーしたり、地面に伏せる姿勢で被害を最小限にできるようにしましょう。また、忌避スプレーを携帯していたら、風向きに注意して使用しましょう。



▲忌避スプレー

愛犬保護のため 必ず予防接種を

狂犬病予防集合注射を実施します



●狂犬病予防集合注射日程

地区	月日	時間	場所	地区	月日	時間	場所
御所地区	5月12日(火)	8:45~8:50	籬野公民館前	西山地区	5月14日(木)	8:45~8:50	谷地公民館前
		8:55~9:00	安庭・民俗資料館駐車場			8:55~9:05	林崎バス停留所前
		9:15~9:20	矢櫃公民館前			9:10~9:15	小松消防屯所前
		9:25~9:30	九十九沢公民館前			9:20~9:25	野中公民館前
		9:35~9:40	戸沢公民館前			9:30~9:35	西山公民館前
		9:45~9:50	上片子沢公民館前			9:40~9:45	七区公民館前
		9:55~10:00	旭台公民館前			9:50~9:55	五区公民館前
		10:05~10:10	清水沢公民館前			10:00~10:05	極楽野公民館前
		10:15~10:20	外柵沢公民館前			10:20~10:25	ペンションさんりんしゃ前
		10:30~10:35	柵沢消防屯所前			10:35~10:40	篠崎公民館前
		10:40~10:45	鶯宿温泉開発前			10:45~10:50	上駒木野公民館前
		10:55~11:00	旧馬場バス停留所前			10:55~11:00	駒木野十字交差点
		11:05~11:15	大村・伝承交流センター前			11:05~11:10	八丁野公民館前
		11:20~11:25	旧男助バス停留所前			11:15~11:20	葛根田公民館前
11:30~11:35	旧桑原バス停留所前	11:25~11:30	高前田野バス停留所前				
11:40~11:45	旧深沢バス停留所前	11:35~11:40	尙寿屋前				
11:50~11:55	矢用公民館前	9:00~9:05	橋場消防屯所前				
粟石地区	5月13日(水)	9:00~9:10	晴山公民館前	御明神地区	5月15日(金)	9:10~9:15	小赤沢公民館前
		9:15~9:20	中沼公民館前			9:20~9:25	赤淵駅前
		9:25~9:35	七ツ森公民館前			9:30~9:35	山津田・原宅前
		9:40~9:45	板橋公民館前			9:40~9:45	多賀神社前
		9:50~9:55	東町公民館前			9:50~9:55	旧中島バス停留所前
		10:00~10:05	元御所公民館前			10:00~10:05	黒沢公民館前
		10:10~10:15	黒沢川公民館前			10:10~10:15	まがき公民館前
		10:20~10:25	下町堀割団地内			10:20~10:25	御明神公民館前
		10:30~10:35	下町三公民館			10:30~10:35	旧和野ライセンター前
		10:40~10:45	星の駅団地なかよし公園			10:45~10:50	上野沢患者バス停留所前
		10:50~10:55	高前田一里塚前			11:00~11:10	上和野公民館前
		11:00~11:05	元帆かけ寿司前			11:15~11:20	横欠公民館前
		11:10~11:15	粟石公民館前			11:25~11:30	土橋公民館前
		11:20~11:25	中町消防屯所前			11:35~11:40	岩持公民館前

【早朝注射】5月16日(土) 6:30~7:00 ▷西山公民館、御明神公民館

【早朝注射】5月17日(日) 6:30~7:00 ▷御所公民館、町役場

※過去の接種頭数などの実績を鑑み、今年度より天川公民館前を除外しております。

※例年、注射会場で犬同士のトラブルが発生しています。トラブル防止にご協力ください。

①注射のみ▶3,300円/1頭

②注射と登録▶6,300円/1頭

※当日手数料を徴収します。

※手数料は集合注射に限った料金です。動物病院で接種した場合は異なります。

町は、飼う犬の狂犬病予防集合注射を左表の日程で実施します。期間中に接種できない場合は獣医師と相談の上、6月30日(火)までに接種をお願いします。犬の所有者には、町役場からハガキ(個票)を送付しますので、忘れずに会場にお持ちください。また、集合注射の会場では、新たな飼う犬の登録も受け付けます。

町民課環境対策室 ☎ 692・6403

●手続きについて

①登録(生涯1回)▽生後91日以上
上の犬は、登録が義務付けられています。また、犬が死亡した際にも届け出が必要になります。

②狂犬病予防注射(毎年1回)▽
飼う主は、生後91日以上以上の犬への狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

③その他

■飼う犬が行方不明になった場合は速やかに町役場または保健所に連絡してください。

■鑑札(マイクロチップ)と狂犬病予防注射済票は必ず犬に着けてください。

■鑑札・注射済票をなくしたり、損傷した場合は、町役場で再交付を受けてください。